

## 10 「ウクライナ戦争」とドイツ —安全保障政策における「時代の転換」

水島朝穂

- I 「時代の転換」 — 「軍事的抑制の文化」からの離陸
- II 「ウクライナ戦争」と第67次基本法改正
- III 「ウクライナ戦争」はドイツの安全保障政策をどう変えたか
- IV むすびにかえて — 「戦車ではなく、交渉を」

### I 「時代の転換」 — 「軍事的抑制の文化」からの離陸

ドイツ語協会 (GfdS) 主催の「今年の言葉」(Wort dieses Jahres) 2022年は、1位が「時代の転換」(Zeitenwende), 2位「平和のための戦争」(Krieg um Frieden), そして3位が「ガス価格ブレーキ」(Gaspreisbremse) であった<sup>(1)</sup>。すべてロシアによるウクライナ侵攻と関係している。ちなみに、2021年の1位は、コロナ対処のロックダウンを象徴する「防波堤」(Wellenbrecher) であった。

ウクライナ侵攻の3日後の2月27日、異例とされる日曜日のドイツ連邦議会特別会において、オラフ・ショルツ首相（社会民主党（SPD））は、「時代の転換」という言葉を使って、ウクライナへの武器供与、ロシアに対する厳しい経済制裁、国防費の増額、特に連邦軍のための1000億ユーロの「特別基金」(Sondervermögen) 創設などを表明した。この演説は、それまでのドイツの安全保障政策を大きく転換するものである<sup>(2)</sup>。国内総生産(GDP) 1.5%ほどだった国防費を、今後毎年2%以上に引き上げていくことになる。ドイツ統一後、軍事予算の削減傾向が続き、メルケル政権時代は、NATOが加盟国に求めるGDP 2%に至らない抑制的な姿勢を維持してきた。今回の事態は、まさに「大規模軍拡」(massive Aufrüstung)への号砲といえるだろう。

ショルツ首相が日本訪問のためドイツを留守にしていた4月28日午前9時から

(1) Süddeutsche Zeitung vom 9.12.2022 (Digital), <https://gfds.de/aktionen/wort-des-jahres/>

(2) 水島朝穂・直言「ユルゲン・ハーバーマス「戦争と憤激」」<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2022/0502.html>

連邦議会が開かれ、ウクライナに対する重火器の供与が、賛成586、反対100、棄権7の圧倒的多数で決定された。次いで、この「大規模軍拡」に憲法上の根拠を与えるべく、戦時下の「惨事便乗型改憲」が行われた。6月3日、連邦議会では記名投票の結果、567人の議員が基本法改正案に賛成し、96人がこれに反対し、20人が棄権した。基本法改正に必要な3分の2(491)は容易にクリアしていた<sup>(3)</sup>。連邦参議会に回付された基本法改正法案は、6月10日、連邦参議会において必要な3分の2の多数で可決・承認された<sup>(4)</sup>。連邦参議会はまた、この特別基金の設立のための「連邦軍資金調達および特別資産法」(BwFinSVermG)を承認した。

防衛力と同盟力の強化という目的へのコミットメントが憲法レベルで固定され、特別基金がいわゆる「債務ブレーキ」から免除されるように、計画された特別基金の設置権限が基本法に明記されたわけである。なお、特別基金は同盟力と防衛力の強化とされているが、この基本法改正は、「連邦軍のため」と明示的に定められている。国内総生産の2%を国防費に充当するというNATOの要求も、この方法で満たされることになる。

基本法改正法およびBwFinSVermGは、2022年6月30日に連邦官報で公布され、7月1日に施行された。第67次基本法改正は、首相の「時代の転換」宣言からわずか103日という「記録的なスピードでの基本法改正」と評される所以である<sup>(5)</sup>。

## II 「ウクライナ戦争」と第67次基本法改正

### 1 軍拡のために基本法改正

第67次基本法改正(2022年7月1日)は、基本法87a条に1a項を追加するもので、3つの内容からなる<sup>(6)</sup>。

#### 第87a条

第1項 連邦は、防衛のために軍隊を設置する。軍隊の定員および組織の大綱は、予算計画により明らかにされなければならない。

第1a項 同盟力と防衛力を強化するため、連邦は独自の起債権により、

(3) <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2022/kw22-de-grundgesetzaenderung-897760>

(4) <https://www.bundesrat.de/SharedDocs/TO/1022/tagesordnung-1022.html>

(5) W. Gehrcke/Ch. Reymann(Hrsg.), Ein willkommener Krieg?–NATO, Russland und die Ukraine, 2022, S.13f.

(6) <https://www.buzer.de/gesetz/15378/a287991.htm>

1000億ユーロを上限とする一回性の連邦軍のための特別基金を設立することができる。第109条第3項及び第115条第2項の規定は、起債権には適用しない。詳細は連邦法律でこれを定める。

《第2項～第4項は省略》

この1a項を追加することで、連邦軍のために1000億ユーロの特別基金を設立する起債権が適用除外とされた。まず、基本法109条は、連邦と州の財政運営上の原則を定めるもので、3項は「連邦および州(ラント)の予算は、原則として、起債(Kredit)に基づく収入によることなく〔収支を〕均衡させるものとする。」と規定する。2009年8月1日の第57次基本法改正により、この109条3項の「債務ブレーキ」が設定された。これが今回の改正により、いわば適用除外となったわけである。

また、115条2項は、「歳入と歳出は、原則として、起債に基づく収入によることなく〔収支を〕均衡させるものとする。この原則は、起債に基づく収入が名目国内総生産の0.35%を超えない場合に妥当する。…」と定めている。「債務上限規定」(Schuldenbegrenzungsregel)とされるもので<sup>(7)</sup>、この規定も今回の連邦軍強化のための1000億ユーロには適用されない。基本法上、連邦軍強化のための財政出動に憲法的根拠を創出したものといえる。「1000億ユーロ」ありきの後知恵的な改正といえるだろう。

### 2 戦争当事国となる限界線上のドイツ

ドイツの憲法にあたる基本法は、その時々の政治的、経済的、社会的現実の変化に照応して、「驚くほど何度も改正してきた」<sup>(8)</sup>。この連邦軍強化のための特別基金については、「合法性の枠内で憲法破棄が行われている」という批判もある<sup>(9)</sup>。ディルク・マイヤーは、「連邦軍の特別基金」は、予算の単一性の原則、明確性の原則、年次性の原則などに違反するため、財務規則の制度上、異物とみなされる。87a条1a項には返済義務がなく、無制限の信用供与に批判的な意見があるとしつつも、十分な議会統制が行われている点には留意している。

(7) Hömig/Wolff, Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, Handkommentar, 13. Aufl., 2022, S. 903f.

(8) Sven Felix Kellerhoff, Das Grundgesetz wurde schon erstaunlich oft geändert, in: Die Welt vom 21.5.2019.

(9) Dirk Meyer, Das „Sondervermögen Bundeswehr“ – Verfassungsdurchbrechung im Rahmen der Legalität, in: NJW 2022, 2242–2245.

また、ディーター・ヴァインゲルトナーは、連邦軍による防衛活動の法的根拠としての基本法87a条に1a項を「加憲」する第67次改正について検討している<sup>(10)</sup>。「防衛」の概念は「開かれた憲法上の概念」であり、その内容は解釈によって決定されるものであるとする。87a条が、「防衛」の場合以外でも連邦軍の展開の憲法上の根拠として用いられ、空間的に連邦共和国の領土に限定されているか、あるいは国際法の下で許される自国領土外の防衛措置も正当化されるかという問題についてかなり緩やかな解釈をしている<sup>(11)</sup>。この87a条に1a項を新たに設けたものの、ウクライナへの具体的な支援や1000億ユーロの具体的な支出内容をめぐってはこれまで後から決まっていく形で、かなり迷走している。

まず、ウクライナに供与される武器は「逐次投入」の形をとった。当初は軍用ヘルメット5000個。これにはウクライナ政府が大きく落胆したと報じられた（日本も88式制帽や防弾チョッキを送ったが、リアクションなし）。ドイツは武器輸出国だが、相手国の人権状況や武器管理ルールのほかに、紛争当事国であるかどうかもポイントであり、ショルツ政権は、当初はウクライナに「殺傷兵器」は援助しないという立場をとっていた。それでも、1億5000万ユーロの資金援助と、バルト三国のリトアニアに、ドイツ連邦軍の部隊350人と、6両の自走155ミリ榴弾砲(PzH2000)を派遣して、間接的な支援の形をとった。しかし、「もっと武器を」(mehr Waffen!)というウクライナの駐独大使(Andrij Melnyk)などの恫喝的要求に、携行式地対空ミサイル「スティンガー」や携行式対戦車ミサイル、旧東ドイツ時代の携行式対空ミサイル「ストレラ」などを供与した(2022年3月段階)。

「もっと、もっと武器を」(immer mehr Waffen!)という要求に、2022年4月、35ミリ自走対空機関砲「ゲパルト」を、5月には自走155ミリ榴弾砲(PzH2000)も供与した。だが、ショルツ首相はレオパルト2戦車の供与については消極的な姿勢を崩さなかった。英語の「Scholzing」という言葉がSNSで飛び交い、軍事援助の遅延について、「ヨーロッパの先延ばし屋」(Europas Zauderer)とまでいわれた<sup>(12)</sup>。

だが、2023年1月末、ついにショルツ首相は、レオパルト2戦車14両の供与にゴーサインを出した<sup>(13)</sup>(実際には18両がウクライナに3月27日に到着した)。

(10) Dieter Weingärtner, Artikel 87a GG als Rechtsgrundlage für Verteidigungseinsätze des Bundeswehr, BWV 2022, 273–278. なお、基本法87a条については、水島朝穂『現代軍事法制の研究』(日本評論社、1995年)411–419頁参照。

(11) この論点は、87a条と24条2項との解釈をめぐる問題で、連邦憲法裁判所1994年7月12日判決を検討しているのでここでは省略する。水島朝穂『平和の憲法政策論』(日本評論社、2017年)422–430頁参照。

(12) Süddeutsche Zeitung vom 6.2.2022 (Digital)

紛争当事国に武器を供与することは、自らが当事者になるおそれはないか。イタリアでは、ウクライナへの武器供与は憲法違反という学説もあるが<sup>(14)</sup>、ドイツでは武器供与による軍事支援に関する批判的な意見は目立たない。

この点で、2022年5月に連邦議会科学サービス部門が発表した『中立と紛争参加の間のNATO諸国によるウクライナへの軍事支援の法的問題』という報告書が注目される。「国際法上、武器供与や軍事装備の提供などの形で特定の紛争当事者に軍事支援を行うことは、紛争への参加の限界を超えるものではない」としつつも、「紛争当事者〔ウクライナ兵〕にこの兵器の使い方を教えたり訓練させたりすることは、非戦争遂行者の安全圏を離れることになる」として、例えば、戦車の操縦法をウクライナ兵に訓練することは、ドイツが戦争当事者になる可能性があることを示唆する<sup>(15)</sup>。

ちなみに、法的グレーゾーンとして、ドイツの米軍基地を利用してポーランドからウクライナにミグ29戦闘機を引き渡すというケースもある<sup>(16)</sup>。自国の軍隊による介入、すなわち軍事的「兵力」による紛争への直接参加は、間違いなく支援国をして紛争の当事国(「共同交戦国」)とするから、ウクライナ領空での軍事監視や(ロシア戦闘機に対する)「飛行禁止区域」の設定もそれに含まれることになる。実際、侵攻当初、ウクライナ政府はウクライナ上空に飛行禁止区域を設定することをNATOに求めたが、2022年3月4日のNATO緊急外相会合は、ロシア機排除のためウクライナ上空に飛行禁止区域を設定することを否定した。バイデン米政権も同じ対応であった<sup>(17)</sup>。

軍事関係のアナリストからは、「ドイツ政府がウクライナに主力戦車レオパルト2を供与する決定したことは、ドイツの戦後史において、おそらく東西ドイツ

(13) Heute Panzer, morgen Kampfjets?, in: Stern vom 26.1.2023.

(14) イタリア憲法11条は「国際紛争解決のための手段としての戦争」のみならず、「他国民の自由に対する攻撃の手段としての戦争」も放棄している。この11条の制定史を踏まえた解釈により、ウクライナへの武器供与の違憲性を主張するものとして、Edoardo Caterina, u.a., "Die Ächtung des Krieges ernst genommen": Vier Thesen zur Verfassungswidrigkeit der Sendung von Waffen an die Ukraine nach italienischem Recht, in: Kritische Justiz 3/2022, S.361–374.

(15) Wissenschaftlicher Dienst des Bundestages, Rechtsfragen der militärischen Unterstützung der Ukraine durch NATO-Staaten zwischen Neutralität und Konfliktteilnahme, Sachstand, 16.03.2022, S.4, 6. なお、武器・兵器供与のもつ6つの本質的問題点については、水島朝穂・直言「「武器供与のリスクと副作用」<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2022/0905.html> 参照。

(16) Ebenda, S.7.

(17) 『毎日新聞』2022年3月4付夕刊。

統一やユーロ通貨の導入よりも大きな切れ目 (Zäsur)になると見られる」という指摘がなされている<sup>(18)</sup>。レオパルト2に象徴されるドイツのウクライナ軍事支援の意味について、「ウクライナ戦争」の原因や背景を踏まえて考えてみよう<sup>(19)</sup>。

### III 「ウクライナ戦争」はドイツの安全保障政策をどう変えたか

#### 1 NATO「東方拡大」と「ウクライナ戦争」

いわゆる冷戦の終結でワルシャワ条約機構 (WTO) は解体したが、北大西洋条約機構 (NATO) は存続した。主要な敵のソ連がなくなったため、NATOは新たな存在証明の必要性に迫られた。1991年に「新戦略概念」が打ち出され、周辺地域における紛争を無理やり「脅威」にカウントして、域外地域における紛争に介入することに重点が置かれた。1995年からボスニア内戦に軍事介入し、1999年のコソボ紛争では、国連決議もなく、NATO条約5条の要件も満たさずに一方的な空爆を旧ユーゴ（セルビア）に行った。2001年の「9.11」では、初めて5条を発動してアフガンに派兵し、国際治安支援部隊 (ISAF) として活動した。

NATOは、1999年に第1次「東方拡大」（チェコなど3カ国加盟）、2004年の第2次「東方拡大」（ブルガリアとバルト3国など7カ国加盟）を経て、中東欧の旧ソ連圏の国々のかなりの部分を加盟国に取り込み、現在30カ国である。ロシアはそのつど、「レッドライン」（存立危機事態）の警告を発し続けてきた。とりわけ2008年4月、ウクライナとグルジアがNATO加盟に向かったことは、ロシアにとって「存亡の危機」と受け取られた<sup>(20)</sup>。またロシアがそのように捉えるのを十分承知の上で「東方拡大」は進められた節がある。これに対するロシアの最初のリアクションが、グルジア戦争（2008年8月）であった。米国の支援を受けたグルジア軍が、分離した南オセチアとアブハジアの再統合に動いたため、ロシアは電撃作戦を展開して決着をはかった。一方、ウクライナの方は、2014年2月の「マイダン革命」によりヤヌコヴィッチ政権が打倒され、親欧米派の政権に転換させられた。この政権はNATOへの早期加盟を求めた。ロシアは、ウクライナ東部の親ロシア派住民を支援するとともに、同年3月、クリミアを併合するとい

(18) <https://www.imi-online.de/2023/03/14/ausdruck-maerz-2023-zeitenwende/>

(19) 詳しくは、水島朝穂「緊迫の時代における憲法9条のアリティー「ウクライナ戦争」の逆説」法律時報95巻4号（2023年4月）56-60頁参照。

(20) 以下の叙述は、Vgl. Jürgen Wagner, Der Ukraine-Krieg: Vorgeschichte – Verlauf – Interessen – Waffen!, in: Informationsstelle Militarisierung. <http://www.imi-online.de> (22.02.2023)

う荒技に出たのである。

ウクライナ東部での紛争は、ウクライナ、ロシア、フランス、ドイツが交渉した2015年2月12日の「ミンスクⅡ」の合意に、即時停戦に加え、すべての外国武装部隊の撤退、ドンバス地方（ドネツク、ルガンスク）の高度な自治権などが盛り込まれ、終息への希望がかすかに見えた。だが、「ミンスクⅡ」は、ウクライナ政府がその中心部分の履行を拒否し、それを西側諸国が容認したため、その後の数年間で空洞化の一途をたどる<sup>(21)</sup>。その一方で、ウクライナは西側の武器で再武装され、ロシアとの国境にあるNATO軍のプレゼンスが事実上拡大する。

「ミンスクⅡ」にもかかわらず、ウクライナ東部での戦闘は終結せず、国連の推計によれば2022年2月までに合計約1万4000人が犠牲となった。そして、2月21日にプーチン大統領がいわゆるドネツクとルガンスクの両「人民共和国」を承認する演説を行い、2022年2月24日にウクライナへの侵攻が開始されたのである。東部地域への侵攻に限定すれば、「両国」の要請に基づく集団的自衛権行使という形で一応の理由もたったのだろうが、プーチンの誤算（情報部門の判断ミス）により、キエフ政権の早期崩壊（イラク戦争のような）を想定した北部からの侵攻を加えたため失敗した。この戦争は、米国・NATOの「シニカルなプロキシ（代理人）戦略」（Zynische Stellvertreter-Strategie）に基づくもので、ドイツを含む西側諸国による重火器の提供は、ロシアを最大限に弱体化させるという目標に適合的に行われている<sup>(22)</sup>。端的に、「地政学的なヘゲモニー戦争」（Geopolitischer Hegemonialkrieg）という表現もされている<sup>(23)</sup>。

「ウクライナ戦争」はいずれの側も政治的、軍事的、財政的、物理的な意味で多くが敗者（Verlierer）だが、若干の「勝者」（Gewinner）が存在しており、その一つがNATOだという見方もある。NATOは目下、「途方もない再生」（gewaltige Renaissance）を体験していると、もう手放しの評価である<sup>(24)</sup>。「勝者」のなかには、株価が急上昇した軍需産業、ドイツではライン・メタルやHeckler & Kochなども当然含まれるだろう。軍産複合体（米国では、「軍産議会複合体」<sup>(25)</sup>）が、この

(21) 羽場久美子『ヨーロッパの分断と統合：拡大EUのナショナリズムと境界線一包摂か排除か』（中央公論新社、2020年）275-311頁。

(22) Jürgen Wagner, Zynische Stellvertreter-Strategie, in: <http://www.imi-online.de> (29.04.2022)

(23) Gehrcke/Reymann, Ein willkommener Krieg? a. a. O. (Anm 5), S.100-103. 水島朝穂・直言「地政学的戦争」－「ウクライナ民衆法廷」の提言（リチャード・フォーク）」<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2023/0227.html>

(24) Stefan Hansen, u.a. (Hrsg.), Russlands Angriffskrieg gegen die Ukraine: Zeitenwende für die deutsche Sicherheitspolitik, 2023, S.305-317 (305).

戦争の早期停戦には消極的な態度をとる。実際、開戦1カ月が過ぎた2022年3月、トルコの仲介によって、ウクライナとロシアが交渉による解決に接近したイスタンブール協議を破綻に導いたのが、米英のこの勢力だった。特に主要な役割をしたのが英国のボリス・ジョンソン首相（当時）だったとされている。この協議が打ち切られたことが、戦争のエスカレーションと長期化に直結した<sup>(26)</sup>。だが、ドイツでも、「ロシア=悪」が世論を染め上げ、ウクライナ側の「不都合な真実」を指摘すると激しい批判を浴びる傾きにある。それは、メルケル政権の軍事政策顧問だったエーリヒ・ファト元准将が指摘する通りである<sup>(27)</sup>。

## 2 軍事における新たなパラダイム転換と「普通の国」の完成

戦後ドイツの出発点は、「平和主義が国民的アイデンティティの一部となったことである」といわれ、2003年のイラク戦争に反対し、2011年の第一次リビア内戦への参加も回避した背景にも、こうした「軍事抑制的文化」<sup>(28)</sup>があった。

冷戦終結後、「國土」防衛から「國益」防衛へと「防衛」概念は劇的に変化した。軍隊は伝統的に、領土・領海・領空、総じて「国境線」を守ることを主任務としてきたが、ドイツでも1992年の「防衛政策大綱」あたりから、「死活的な安全保障利益」という概念が打ち出され、連邦軍の運用・展開も、地域紛争や危機の抑止にシフトしてきた。「守るべきもの」は国境の「外」にある「死活的な利益」であるというわけである<sup>(29)</sup>。これが安全保障政策の最初の「パラダイム転換」だった。2003年の新しい「防衛政策大綱」はその方向と内容を明確化したが、それを象徴する言葉が、当時の連邦国防大臣ペーター・シュトルックの「ドイツの安全保障はヒンズークシ〔山脈〕でも守られる。」（Die Sicherheit Deutschlands wird auch am Hindukusch verteidigt.）であった<sup>(30)</sup>。「アフガニスタンらコンゴの密林まで」をドイツの「防衛」区域と見なしている。2004年の軍改編で、「国防」を主任務とした連邦軍は三分割され、介入部隊3万5000、安定化部隊7万、支援部隊21万にまで縮小された。連邦軍の「外国出動」は1991年から最近まで25以上のミッ

(25) Carl Delfeld, *The High Price of the U.S. Military-Industrial-Congressional Complex*, The National Interest, March 20, 2023.

(26) Wagner, Der Ukraine-Krieg, a. a. O. (Anm. 20)

(27) <https://www.emma.de/artikel/erich-vad-was-sind-die-kriegsziele-340045>、水島・前掲注(19)59頁参照。

(28) Jürgen Wagner, Im Rüstungswahn: Deutschlands Zeitwende zu Aufrüstung und Militarisierung, 2022, S.8, 24.

(29) 水島・前掲注(11)7頁、430-411頁。

(30) 水島・前掲注(11)432頁。Telepolis vom 13.12.2002.

ションが行われた<sup>(31)</sup>。

だが、ロシアによるウクライナ侵攻によって、「国防と同盟国の防衛が（再び）連邦軍の核心的任務となった」<sup>(32)</sup>。厳密にいえば、2014年3月のロシアによるクリミア併合によって、ドイツとNATOの安全保障政策には「新たなパラダイム転換」がもたらされた。まさに「国防と同盟防衛の帰還（Wiederkehr）」<sup>(33)</sup>である。

ウクライナ侵攻により、ドイツはNATO正面で国家間戦争の構図に深く関わっていく。バルト3国のうちのリトアニアに緊急展開部隊を派遣した。3月21日、新任の連邦国防大臣ボリス・ピストリウス（SPD）は初めてリトアニアを訪問して、「リトアニアの安全保障は、我々の安全保障である。」（„Sicherheit Litauens ist auch unsere Sicherheit“）と語った。これは、22年前、同じSPDの国防大臣が語った「ドイツの安全保障=ヒンドゥークシ〔アフガニスタン〕」とは違って、NATO条約5条の共同防衛（同盟事態）を言い換えたものであるが、「ウクライナ戦争」のなかで、その言葉のインパクトは本人の予想以上の意味をもってくるだろう<sup>(34)</sup>。

ドイツ連邦軍は、冷戦終結後の「パラダイム転換」で、「多くの将校や下士官が長年、部隊の縮小、組織の縮小、あるいは部隊の一部解散に慣れてしまった」。ピークは2011年から2012年にかけてであった。だが、クリミア併合が行われた2014年以降、「力学の変化が起き、国防予算は増加したが、計画通りに大きくなることはなかった」<sup>(35)</sup>。

まず、装備が十分でなく、老朽化が進行していることである。ドイツ連邦軍のダウンサイジング（縮小化）の結果とされている。装備以上に連邦軍の人員不足は深刻である。1万9500人以上の兵士が2022年に除隊したが、これは2017年以来の最高値とされる。連邦軍が2031年までに20万3000人の兵士を確保するためには毎年2万1000人の新兵を入隊させる必要があるが<sup>(36)</sup>、かなり困難とされている。

2011年に兵役義務制を停止したが、ウクライナ侵攻後、一般勤務義務制を求める声が繰り返し上がっている。一般勤務義務は、すべての人（女性、男性、多様）が1年間または数ヶ月の短期間で、連邦軍だけでなく、福祉や環境、技術分野で

(31) <https://www.bundeswehr.de/de/einsaetze-bundeswehr>

(32) Unterrichtung durch die Wehrbeauftragte. Jahresbericht 2022, Deutscher Bundestag, 28.3.2023, S. 6.

(33) Sebastian Graf von Kielmansegg, u.a. (Hrsg.), Die Wiederkehr der Landes- und Bundesverteidigung. Neue Rechtsfragen eines alten Szenarios, 2020, S. 27ff.

(34) RedaktionsNetzwerk Deutschland vom 21.03.2023.

(35) Die Welt vom 23.3.2023.

(36) Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 30.3.2023.

も活動することが想定されている。基本法12a条の改正で、兵役と代役を削除して、新たな要件や内容のものを創出する議論もあるが、現実の政治日程にのぼることは当面はないだろう<sup>(37)</sup>。

ウクライナ侵攻によりドイツの安全保障状況は劇的に変化している。ウクライナへの軍事援助はすでに150億ユーロに達している<sup>(38)</sup>。ニーダーザクセン州にあるベルゲン軍事訓練場では、500人のウクライナ兵が、レオパルト2戦車の実車訓練を受けている。これは、前述の連邦議会科学サービス部門が出した「限界」を超えるおそれがある。

ウクライナは、レオパルト2を2個大隊、少なくとも62両を受領することになっている。レオパルト2（「豹戦車」）はゲパルト対空機関砲（「チータ」）などとは違つて、かつての大戦で旧ソ連のT34とクルスク大戦車戦を展開した「ティーガー」（「虎戦車」）の記憶をロシアに呼び起こす可能性がある。レオパルト2の供与はそれだけの質的な意味をもっているのである。

クラウス・ナウマンによれば、「ウクライナ戦争」を「教師」（Lehrmeister）として、ドイツ連邦軍は「収縮した軍隊」（Schrumpfarmee）から「威嚇力をもつ軍隊」（Abschreckungssarmee）への徹底的な再プログラミング（tiefgreifende Umprogrammierung）の過程にある<sup>(39)</sup>。かくしてドイツは、長年にわたる「軍事的抑制の文化」あるいは「特別の道」（Sonderweg）から離陸して、軍事力を「普通に」行使する「普通化」（Normalisierung）への道を進んでいるといえよう<sup>(40)</sup>。

#### IV むすびにかえて——「戦車ではなく、交渉を」

「戦争は、戦争に対する間違った対応である」というタイトルで、「ウクライナ戦争」に対するドイツ政府の対応を批判する軍事史学者がいる<sup>(41)</sup>。1999年のシュレーダー政権（SPDと緑の党の連立）が、NATOのユーゴ「空爆」に戦闘機を派

(37) Johannes Kirschen, Möglichkeiten und Grenzen einer allgemeinen Dienstpflicht BWV 2022, S. 200-203

(38) SZ vom 28.3.2023.

(39) Klaus Naumann, Realitätsschock Ukrainekrieg: Wie die Neuauflistung der Bundeswehr gelingen kann, in: Blätter für deutsche und internationale Politik 2/2023, S. 76.

(40) 水島・前掲書注(11)433頁参照。

(41) Wolfram Wette, Krieg ist die falsche Reaktion auf Krieg, in: SZ vom 20.1.2023, <https://www.sueddeutsche.de/meinung/wolfram-wette-krieg-ukraine-frieden-putin-nie-wieder-krieg-1.5735920>

遣し、「ドイツが国際法に違反する侵略戦争に参加した」という事実を想起させつつ、こう指摘する。「プーチンの戦争は、ロシアだけでなく、第二次世界大戦の他の戦勝国においても、好戦的な政治の途切ることのない伝統を私たちの意識に呼び戻した。かかる状況のもとでは、わが国の政治的および社会的勢力が、基本法 [26条] の「平和要請」（Friedensgebot）<sup>(42)</sup>に基づいて一貫して行動を調整することが求められる。現在の状況では、これはウクライナ戦争の迅速な外交的終結への完全なコミットメントを意味する」と。

軍事オプションに代わる「社会的防衛」（Soziale Verteidigung）というコンセプトがある。社会的影響力は大きくはないが、「ウクライナ戦争」によってドイツの人々の意識が軍事に傾斜しているなか、軍事力によらない「もう一つの道」として注目される。この立場のヴィクトリア・クロップの最近の論稿は、「社会的防衛とは、市民的抵抗の特殊な形態である。社会は、暴力を用いることなく、暴力的な攻撃からその（市民）制度、アイデンティティ、生活様式を防衛する」という観点から、1968年8月のソ連・ワルシャワ機構軍によるチェコ侵攻に対して、当時のアレクサンドル・ドゥブチエク政権が軍事的抵抗を控え、チェコスロバキア人々がさまざまな市民的抵抗行為でソ連等の軍隊に抵抗したことを紹介する。そして、個々の武装抵抗も一部で発生したが、5日あまりの抵抗は自然発生的な非暴力抵抗の例として記録され、記憶されている。2022年2月のウクライナでは、攻撃を受けている都市の内外での抗議行進やデモ、戦車などの車両が都市主要インフラにアクセスできないようにする道路封鎖、道路標識の撤去、ロシア兵との直接的な言葉の抗議等々のさまざまな非暴力抵抗の例が見られたが、ゼレンスキーポリシイは軍事作戦を命じて、各地におけるロシア軍との交戦状態に入った。ごく初期段階で見られた非暴力抵抗は直ちに沈黙させられ、戦争状態が全面化していった。1968年と2022年とでは国際的、軍事的状況も大きく異なり、とりわけゼレンスキーポリシイの特殊な性格<sup>(43)</sup>もあって、チェコのような展開の条件は限りなく小さかったように思われる。

「ウクライナ戦争」開戦から1年が経過して、停戦の動きが見えない。まだ大きな動きにはなっていないが、「戦車ではなく、交渉を」という呼びかけによるデモや署名運動（「平和のためのマニュフェスト」）も行われている。この運動に関わった一人が、アンティエ・フォルマー（Antje Vollmer）である。プロテスター

(42) 水島朝穂編『立憲的ダイナミズム（シリーズ日本の安全保障3）』（岩波書店、2014年）6頁参照。

(43) Gehrcke/Reymann, Ein willkommener Krieg? a. a. O. (Anm 5) S. 92-100.

ントの神学者にして「緑の党」の創設メンバー、1994年から2005年まで11年間、ドイツ連邦議会副議長の地位にあった。

前述のように、ショルツ首相のSPD（赤）、自由民主党（FDP）（黄）、緑の党の「信号機連立政権」は、ウクライナへの武器供与と軍拡パブルにかなり踏み込んでいる。とりわけ緑の党のアンナレーナ・ベーアボック外務大臣やアントン・ホーフライター元議員団長らが、「軍事迷彩色の花」をまとうBellizisten（好戦主義者）として突出しているのに対して<sup>(44)</sup>、フォルマーはこの古巣の幹部たちを激しく批判した。そして、「武器供与のエスカレーション」に反対し、交渉による解決を呼びかけた。『ベルリン新聞』は、「ベーアボックではなく、緑の党の同僚、フォルマーが外務大臣だったら…」という声を掲載している<sup>(45)</sup>。

これが掲載されて2週間あまりたった2023年3月15日、フォルマーは79歳で亡くなった。『南ドイツ新聞』の評伝のタイトルは、「平和主義者、それにもかかわらず」（Pazifisten, trotz allem）であった<sup>(46)</sup>。

---

(44) Blumen zu Flecktarn, in: Der Spiegel, Nr.18 vom 30.4.2023, S. 12-19 ; Gehrcke/Reymann, Ein willkommener Krieg? a. a. O. (Anm 5) S. 50-62.

(45) Berliner Zeitung vom 28.2.2023.

(46) Antje Vollmer: Pazifistin, trotz allem, in: SZ vom 16.3.2023. <https://www.sueddeutsche.de/politik/tod-antje-vollmer-gruene-1.5770303>